

## 竹富町郵便等入札執行要領

平成 30 年 3 月 14 日告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、竹富町において執行する建設工事、建設コンサルタント等業務(測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務を含む。)、物品の購入及び役務の提供等(以下「工事等」という。)の入札について、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号。以下「信書法」という。)による入札(以下「郵便等入札」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 郵便等入札を行う工事等は、一般競争入札及び指名競争入札により契約を締結しようとするものとする。

(入札の公告等)

第 3 条 町長は、工事等を郵便等入札に付するときは、竹富町契約規則(平成 30 年規則第 4 号。以下「規則」という。)第 5 条に規定する一般競争入札の公告又は規則第 17 条第 3 項に規定する指名通知(以下「公告等」という。)において、次に掲げる事項も併せて明示するものとする。

- (1) 当該入札が郵便等入札により実施される旨
- (2) 入札書の送付方法、送付先及び到達期限
- (3) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (4) 前号に掲げるもののほか、郵便等入札にあたり町長が必要と認める事項

(入札書等の送付方法)

第 4 条 郵便等入札の参加者は、規則第 10 条第 1 項に規定する入札書及びその他必要と認められた書類(以下「入札書等」という。)に必要事項を記入し、記名押印の上第 3 条第 2 号の到達期限までに到達するよう書留郵便又は信書法第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより送付しなければならない。

- 2 前項に規定する送付には二重封筒を用いることとし、入札書等を内封筒に入れ封かんし、内封筒には「入札書」と朱書きするとともに、入札参加者の名称及び氏名、件名、開札日時を記載した上で送付用の外封筒に同封し、送付しなければならない。
- 3 前項に規定する送付用の外封筒は、あて名を「竹富町役場 総務課」とし、「入札書等在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称及び氏名、件名を記載しなければならない。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を前項に規定する外封筒に同封しなければならない。

5 郵便等入札に係る費用については、開札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

6 竹富町内及び石垣市内に支店・営業所等を設けている法人又は個人であって、直接持参できる入札参加者においては、到達期限内に持参することも可とする。

(入札書等の受領、保管等)

第5条 町長は、入札書等を受領したときは、郵便等入札受付簿(様式第1号)に受付日等の必要事項を記入するとともに、入札書を封かんのまま開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書等の到達後においても、開札前までの間は入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届(様式第2号)を提出しなければならない。

(入札回数)

第7条 郵便等入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札の無効)

第8条 入札書が規則第12条第1項各号に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となった入札書等については返却しないものとする。

(1) 入札保証金を必要とする場合において、第4条第4項に規定する書類が同封されていない入札

(2) 工事費内訳書の提出が求められている場合において、竹富町工事費内訳書取扱要領(平成30年告示第20号)第5条に規定する事項に該当する入札

(3) 公告等で示した到達期限を過ぎて到達した入札

(開札の傍聴)

第9条 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、傍聴人は1入札者につき1名とする。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 開札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(2) 入札事務職員の指示に従わなければならない。

(開札)

第 11 条 開札は、公告等において定めた日時及び場所において行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が 2 以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、抽選により落札者を決定するものとする。ただし、同一価格者全員が、現に傍聴を行っている場合は、その場でくじを引くこととする。

3 前項の場合において、同一価格者が出席をしないとき又は出席してもくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に抽選させるものとする。

4 前第 2 項の規定により、傍聴人がくじを引く場合において、当該入札参加者から委任を受けた代理人が行う場合は、委任状（様式第 3 号）を提出するものとする。

(落札者への通知等)

第 12 条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を契約担当課の所定の場所において閲覧に供するものとする。

(入札の延期等)

第 13 条 契約担当課長は、郵便等入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申し立て)

第 14 条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、郵便等入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。